

第三十回国会 商工委員会 議 録 第十八号

昭和三十四年二月二十四日(火曜日)

午後二時二十八分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事小川 平二君 理事小泉 純也君

理事小平 久雄君 理事中村 幸八君

理事南 好雄君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

赤澤 正道君 新井 京太君

鹿野 彦吉君 木倉和一郎君

始関 伊平君 關谷 勝利君

中井 一夫君 濱田 正信君

細田 義安君 板川 正吾君

今村 等君 内海 清君

大矢 省三君 勝澤 芳雄君

小林 正美君 鈴木 一君

堂森 芳夫君 水谷長三郎君

出席政府委員

通商産業事務官 小出 榮一君

(重工業局長)

通商産業事務官 福井 政男君

(鉱山局長)

委員外の出席者

参 考 人 (海外企業技術協力斡旋本部本部長) 高城 元君

参 考 人 (海外機械輸出振興委員会委員) 荏 司 茂樹君

参 考 人 (日本海外工業技術協力会事務局長) 富田 俊三君

参 考 人 (日本海外工業技術協力会事務局長) 富田 俊三君

参 考 人 (日本海外工業技術協力会事務局長) 富田 俊三君

参 考 人 (日本海外工業技術協力会事務局長) 富田 俊三君

参 考 人 (日本海外工業技術協力会事務局長) 富田 俊三君

参 考 人 (日本海外工業技術協力会事務局長) 富田 俊三君

参 考 人 (日本海外工業技術協力会事務局長) 富田 俊三君

参 考 人 (日本海外工業技術協力会事務局長) 富田 俊三君

参 考 人 (日本海外工業技術協力会事務局長) 富田 俊三君

参 考 人 (日本海外工業技術協力会事務局長) 富田 俊三君

参 考 人 (日本海外工業技術協力会事務局長) 富田 俊三君

参 考 人 (日本海外工業技術協力会事務局長) 富田 俊三君

参 考 人 (日本海外工業技術協力会事務局長) 富田 俊三君

参 考 人 (日本海外工業技術協力会事務局長) 富田 俊三君

参 考 人 (日本海外工業技術協力会事務局長) 富田 俊三君

参 考 人 (日本海外工業技術協力会事務局長) 富田 俊三君

に關する請願外三件(阿部五郎君紹介)(第一六三三号) 同(井岡大治君紹介)(第一七四三号) 同外二件(今村等君紹介)(第一七四四号) 同(中村高一君紹介)(第一七四五号) 中国産生漆輸入に關する請願外十件(大矢省三君紹介)(第一六三四号) 同外三件(稻葉修君紹介)(第一七八二号) 同外一件(小澤佐重喜君紹介)(第一七八三三号) 同外六件(植木庚子郎君紹介)(第一七八四四号) 同外六件(奥村又十郎君紹介)(第一七八五五号) 同外二件(錢治良君紹介)(第一七八六六号) 同外十二件(辻寛一君紹介)(第一七八七七号) 同(船田中君紹介)(第一七八七七号) 同外五件(福田一君紹介)(第一七八八八号) 同外十三件(坊秀男君紹介)(第一七八九九号) 同外一件(小金義照君紹介)(第一八一九九号) 同外三件(正力松太郎君紹介)(第一八二〇号) 同(砂原格君紹介)(第一八一七号) 同外三件(田中伊三次君紹介)(第一八一八号)

同外一件(塚田十一郎君紹介)(第一八一九号) 同外三件(西村直己君紹介)(第一八二〇号) 同外三件(福家俊二君紹介)(第一八二二号) 同外五件(増田甲子七君紹介)(第一八二二二号) 同外二件(三和精一君紹介)(第一八二三三号) 日中貿易再開に關する請願外十一件(大倉三郎君紹介)(第一七九〇号) 同外五件(小西寅松君紹介)(第一七九一〇号) 同(助川良平君紹介)(第一七九二二号) 同(辻寛一君紹介)(第一七九三三三号) 同(三田村武夫君紹介)(第一七九四四号) 本委員会に付託された。

二月二十三日 第四次日中貿易協定締結促進に關する陳情書(大阪市議會議長栗井岩吉)(第三三七七号) 技術者の海外派遣に伴う生活保障制度確立に關する陳情書(日本商工会議所会頭足立正)(第三四四四号) 中小企業金融公庫京都支店設置に關する陳情書(京都府議會議長俣野長藏)(第三四六六号) 昭和三十四年度石油資源開発の所要資金全額国家投資等に關する陳情書(新津市議會議長石崎文吾)(第三四七七号) 商工組合中央金庫に対する融資増額に關する陳情書(高知市帯屋町九八高知県中小企業団体中央会長服部久吉)(第三六一一〇号) 日中貿易再開に關する陳情書(小樽市議會内日本國際貿易促進地方議員連盟北海道ブロック協議会副会長赤坂健一郎)(第三六二二二号) プラント類輸出促進臨時措置法案成立促進に關する陳情書(東京都港区赤坂町七の三日本機械輸出組合理事長弘中協)(第三九〇〇号) 同(東京都中央区佃島五四石川島重工業株式会社代表取締役社長土光敏夫外十八名)(第四二五五号) 同(東京都千代田区大手町一の三社団法人日本機械工業連合会長倉田主税)(第四二六六号) 小売商業特別措置法案反対に關する陳情書(宇部市宇部五二五五宇部ソウダ生活協同組合福山要二外千百七十三名)(第三九一〇号) 小売商業振興のための法律制定に關する陳情書(大阪府議會議長辰巳佐太郎外八名)(第三九二二二号) 中小企業診断士法制定反対に關する陳情書(東京都千代田区神田岩本町八全国計理士連合会長塚田十一郎外二名)(第四二九九号) 本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件 プラント類輸出促進臨時措置法案 (内閣提出第一〇一〇号) ○長谷川委員長 これより會議を開きます。まず、プラント類輸出促進臨時措置法案を議題とし、審査を進めます。本日は、本案審査のため、参考人として、海外機械輸出振興委員会委員の荏司茂樹君、日本海外工業技術協力会事務局長の富田俊三君及び海外企業技術協力斡旋本部部長の高城元君の三君が出席されております。この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。本日はきわめて御多忙中にもかかわらず、本委員会の要望をいれて御出席下さいましたことは、まことにありがたう存じます。どうぞ忌憚のない御意見を述べ願います。ただ、時間の関係もございまして、最初御意見を述べ願う時間は、大体十五分程度にしていただき、後刻委員から質疑もあると存じますので、その際に十分お答え願いたいと存じます。なお、念のため申し添えておきますが、規則の定めるところによりまして、参考人の方が発言なさるときは、委員長の許可が必要であります。また、委員が参考人に質疑することはできませんが、参考人が委員に質疑することはできないことになっておりますので、お含みおき願いたいと存じます。それではまず高城参考人にお話をいたします。 ○高城参考人 プラント類輸出促進臨時措置法案につきまして、簡単に端的な意見を申し上げます。

第一類第九号 商工委員會議録第十八号 昭和三十四年二月二十四日



ることでありました。また法律の中にも相当罰則でも強いことが書いてございますので、ますますそういう心配をすることはなからうかと考える次第でございます。しいて申せばわれわれはその必要もないと思いますが、もし非常に心配であるということでありましたら、どうせこの補償の下調べをいたします委員会みたいなものが、協会の中にできるのではなからうかと考えるのであります。その中に会議所の代表をお入れになつて下さいませば、その心配も全くなくなるのではないかと考える次第でございます。およそプラント輸出につきましては、これを引き受けた会社だけで、これを製作できるのではないのでありまして、その多くを下請に出すということでありませう。この下請に出しますと、たとはきわめて多いのでありまして、たとへば船舶では八割が下請に出るといふことであります。いずれもこの下請には相当数の中小企業が入つておるのであります。プラントを一つ輸出いたしましたら、多数の中小企業が新しい仕事を引き受けることになるのでありと思ひます。従つて大企業はもとより、中小企業の振興のためにも、すみやかに本法案を制定されまして、安心してプラントの輸出ができますような体制を整いますことをお願い申し上げます。次第でございます。

昨年私東南アジア等を調査に回つたのでございますが、最近の共産圏はもとより、欧州各国の東南アジアに対します経済協力を申しますか、プラント輸出の勢いというものは大へんなものでございます。私もこのままに捨てておいては、日本の輸出が将来どう

なるかというような心配をいたしたわけでございますが、ぜひこのような法案を御制定いただきまして、わが国のプラント輸出が一そう伸びますようには御尽力をいただきたいと考える次第でございます。

○長谷川委員長 次に荏苒茂樹君。○荏苒茂樹君 私どもの機関は大体大阪を中心としております。いわゆる機械類につきましても、中小に属する面でございます。プラント物といひましても皆御承知の通り、上はすいぶん金高の張る大がかりなもの、小さなたとはここに目の前にございませう。このボーセリンの工場を一式はしい——そのスケールにおいてだんだん設備等も違ひましてございませう。そういう意味であらゆる面につきまして大中小がございませう。特に私どもの関係の中小に属するものは、何さま御承知の通り機械というものは戦前になつた。しいて言ふなら戦前はたまた支方面に繊維機械あるいは満洲支地帯と称された時代に関東州の方にそろした繊維機械がごくわずか出された。いわゆる機械というものは戦後クロージング・アップされたものです。私ども国民の一員として、また貿易業者として、機械がこまごまと輸出面に大きなポストを占めるとは、実は一業者として関連のある者といつたし、予期以上のことであつたわけでも、そのくらいに日本の機械ももちろ

のにつきました。近隣国はもちろ

ん、東南アジアその他の諸国におきましても、日本に機械ができる、使えるという観念はなかなかあつたわけ

でございます。終戦後、これは負けたお

かげと言つてはまずいですが、いわゆるアメリカの方のとりなしと申しますか、後進国に対しては日本の工業力が東南アジアでは何と申して一番であるし、工業力も相当ある。潜在力もあるということ、後進国の開発ということ、コロンボ・プランその他関連においてこそ、またわれわれもこうして負けた以上は、技術でもって国を興さなくちゃならないということ、業界一致いたしまして、今日実に予想外の発展をいたしておるのであります。かかるにこのプラント物に至りますと、何事によりまして特に電気関係のよるな重機械類のよるなものに属するもの、船舶のごとき、車面のごときものでなく、一般産業といわれるあらゆる物、皆様の手近にある物を作つて、一式のプラントがほしいということ

が、ことに後進国、東南アジア諸国において御承知の通り非常に旺盛なのでございます。

しかしながらこのPRということにつきましては、諸外国ほど、特に英米独というよるな国ほど歴史がないのでございませう。機械の輸出の歴史が浅いために——昨今こそフローティング・フェア、巡回見本市あるいはジェットロで催されます国際見本市参加によつてだんだんと認識はされておりますが、まだまだ私自身諸国を歴訪してみますと、日本にそんな機械があつたのか、そんなものを作れるのか、ほんとうかというものがたくさんあるわけでございます。それだけに技術面での日本の力は非常に知つておりながら果してそう

なりませうと、どうしましても大企業と

違ひますので、相手国もキャランテイ

というところにつきましては、いろいろ取引条件がつくわけでございます。御承知の通り大企業ではございませんで、あまり資金は豊富ではございませんで、しかしながらやはり業者の一員として何とか海外に工場を作つて差し上げた。また作るべしということ、日々努力をしております。また、ネックは保証の問題です。また御承知の通りプラント物はいかに小さな設備でも一年以下では絶対にできない。小さなほ

んの町工場のようなものでも、立地条件からいまして二年以上かかる。その間に鉄鋼相場の上り下りがある。機械というよるなものは何年もかかるのですから、鉄鋼が上ること、毎年脅かされておるわけ。これについては、政府におかれまして、このプラント物に対しては鉄鋼の値上りを行政指導で押えてもらいたいのですが、事実は株式と同じで、いかにてこ入れをいたしまして、上るときはどんどん上つていく。みな小企業でやつているものでありますから、ここに大きな苦難がある。一方には長くかかるものであり、仕様書自体の何か変更をすることは、契約違反になりますから、どうしたつて引き受け値段で出さなければならぬ。鉄鋼が上つてくるというときには非常な無理をする。そこでまたギャランティといふことも要求されるわけでありませう。特にわれわれ中小企業のプラント物につきましては、非常に苦難をしております。ありまして、私もとしましてはプラント類輸出促進臨時措置法の今日の話題となつておりますこの法律を、ぜひ

とも皆様によつて御審議をいただきまして、一日も早くこれを実施していただくことを切望してございませう。何となればそれによつてわれわれの得るところも大きいし、それから契約も、そういうリスクも、無理しますとどうしてもコスト高になつてきます。政府がこれだけのものを補償して下されば、われわれもそれだけコストダウンができるのです。今までにも二年三年かけてデータをこしらへたものが、ぱつとドイツにとられたり英米にとられたりして、切迫扼腕をする場面が多かつたのでございませう。その意味におきまして、コスト・ダウンにもましては、中小企業に及ぼすところがいい方に大きいのでありますから、一時も早くこれが通過して実施していただきたいということ、かねてから念願し望んでいる次第であります。

こゝろいふことで法制定に当りまして、政府の方もいろいろとお考えになつておると同時に、われわれも業界の意見をまとままして不漸にこれを要求するの補償の法律がここに実施されまして、われわれ中小企業者のプラント物もあわせて海外に進出できる道が開かれることを望むと同時に、われわれはそれによりまして一そう努力をしたい、こゝろいふことでございます。

そういう意味でございますから、何とぞプラント類輸出促進臨時措置法案が一日も早く皆様の御審議によつて国会を通過して実施されることを切に望むとともに、皆様の御理解ある御援助をいただきたいと思います。

三

第一類第九号 商工委員会議録第十八号 昭和三十四年二月二十四日

○長谷川委員長 次に富田俊三君。

○富田参考人 たいだいま前の参考人からプラント輸出の貿易構造上の重要性についての話があるありましたから再び繰り返しません、私どももこの問題につきまして、将来プラント輸出の問題について、政府御当局も非常に積極的に御考慮願いたいという事を考えてお一人であります。私どもが代表いたしておりますこの日本海外工業技術協力会というものは、たゞいまは外国の施設といたしましては、インドにコンサルタント・センターを持つております。これは三十一年度の二月でございすが、インド、東南アジア地方を調査いたしました調査団の結論といたしまして、この地方におきまして工業振興策がきわめて意欲的なものがあり、同時に政府的な重点企業の勃興は徐々に進んでおたのであります。が、今後中小企業のこまかい民需品等の工業が統々計画の中に織り込まれつつあるという情勢に對しまして、私どもはこの事務所を設けることを政府の当局にお願いし、御了解いただいて作つたのでございすが、自來三十二年に相なりますが、不幸にしてインドの外貨事情の悪い關係から、あまり大きな成果はおさめていないのであります。しかしこの過去三十二年の経験というものは、ようやくにしまして今日徐々に実を結びかけつつある現状でございすが、これは私どもの努力の結果だとも自負いたしておるものであります。過去におきましてこれらの努力を続けて参りました結果が、ようやくにして実りつつあるということを私どもは喜んでおるのであります。ただこれらの事業を進めて参りま

すにつかしまして、私どもが感じて参りましたことは、やはり国内体制の問題と、それから海外の経済状況の推移の問題があるのではありません。海外の状況といたしましては、もはや外国のことでありますので、これはわれわれのとやかく言うことのできない問題もあ

りますが、国内の体制だけはよろしくどうかして、このプラント輸出の促進になるようなこといろいろ願いたいということでありまして、政府当局に對しましては、プラント類の輸出につきましては、先般御配慮願いました為替リスクの補償、これは先般政府当局におきまして、お願いできたのであります。今度かかりましたこのプラント類の輸出促進臨時措置法にかかわる契約段階におけるリスクの補償でございすが、これも私どもがお願いいたして参つた件の一つであります。ただ何にいたしまして、なぜわれわれ業界がこ

お話を承りまして、私どもは非常に喜んでおる次第であります。どうかこれらの事業は、ただ単に大きな重機械の問題のみならず、中小企業のこまかいプラント類の促進にもなりますので、この問題はぜひ御採択を願いたい

とわれわれはかねて考えておるものであります。東京、大阪の御意見と相並びまして、私どもはぜひこれをこの委員会におきまして、御採択いただくと切望するのであります。 ○長谷川委員長 以上で参考人の方々の一応の御意見の開陳は終了しました。次に質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。板川正吾君。 ○板川委員 大体三人の方とも結論として一日も早く成立をしてほしい、こういうことのようにです。私どももこの法案の損失を補償する制度を確立するということについて反対はしておらないのであります。その点は同感であります。ただ、この法案が成立して出

○富田参考人 私の方はただいま申し

落したのであります。私どもの方の体制といふのは、愛知県並びに名古屋市の補助金を重点といたしておる団体であります。目下三十四名の会員を持つております。主として名古屋地方の会員が重点でございます。ただここで一言申し上げたいこととございすが、海外にこころいいた相談所を持ちますと、ただ単に名古屋地方だけの業種のインクワイアリーを受け付けるわけには行かないのであります。目下のところ私どもに受け付けておりますプラント類のコンサルタントの業種を合計申し上げてみたいのであります。現在いろいろこまかい、いわばちよつと相談に来たという程度のものはふるいまして、現在相当熱心にアプロチしておりますのは四百五十六件あります。これは私どもといたしまして大体プラント計画をすつと立てまして、これを英訳いたしました照会者に分かつております。それからその関係方面の数は二十六都道府県に及んでおります。以上でございします。 ○荏岡参考人 私の方の海外機械輸出振興委員会と申しますのは、設立いたしましたのは昭和二十八年五月七日でございします。現在構成の会員は五十五社でございます。うち二十六社が委員会、賛助会員が六名、普通会員が二十三名、こころいふに分類いたしますのは、委員会には会費を五千五百円、賛助会員は四千円、普通会員は二千円、こころいふに分類してそれぞれ御協力をお願いしております。会員は日本機械輸出組合の関西に在住しておるものをほとんど網羅しておるわけでありま

ておる商社及び工業家がほとんど入

ておるということでございます。わすかにそのうちに東京の会員さんが一社ございします。それから名古屋にも一社、そのほかは全部大阪が主で、堺が数社ございします。予算といたしましては三十三年度は約一千二百万円ばかりの予算でやつております。それからこの会費はどのくらいかという問題でありまして、今申し上げた五十五社の会費が二百六十二万八千円、それから国庫補助が百万円、大阪府分担金が六百万円、収入が一万八千八百円、それから繰越金が二百三十三万四千四百五十八円ございまして、合計一千九百九十五万、約一千二百万円程度でございます。 このほかに在外にあつせん所がございします。台湾省の台北市にあつせん所がございします。それからインドのカルカタにございします。さらにインドネシアには、現在ジャカルタに設置すべく、岡田という技術員がもう近くビザがおりる予定でございますので、ジャカルタに一カ所できるといふことでございまして、技術面につきましては主として大阪府の工業奨励館の技術者を総動員してコンサルタントに當つております。これに大阪府自体が、業者の会費わずか二百六十万円程度のものに対して分担金が大きい。そのほかに海外の現地に駐在しておる所長がおります。これは大阪府の吏員、工業奨励館の人です。在外の給料とか旅費といふものは全部大阪府が分担しておるわけ、これは予算面に載つていない。こころいふことで実はわれわれがいないことですが、すべて大阪府に懇請しまして、関西の特に大阪の中小の機械類及びプラント類の輸出振興をはか

るためにここまで力を入れていた  
ておる。ほとんど大阪府の金でやつ  
ておる。

技術員は今申し上げたように、今晚  
一人強電関係の技術者の小野とい  
うのがインドに立ちますが、これは現在  
カルカッタに冶金の非常に大家と申し  
ますか権威者が一人所長になっており  
ますが、足りないので強電の人を送  
るといふこととございませぬ。ですから  
現在三名、台北一名、インドに所長  
と今晚立つ者と二名、ジャカルタに一  
名岡田といふのが行きます。それから  
現地には、台湾に男の技術者一名と女  
子二名、インドにはやはり男が二名、  
これはインドにおける技術者でありま  
すが、女子が一名、そのほか運転手と  
か雑役といふのが一人おります。ジャ  
カルタにおきましては新設で、現地で  
男子を二名、女子を一名、運転手、雑  
役を一名置く、こういふこととござい  
ます。

技術面につきましては、実は今申し  
上げたように大阪の工業奨励館の技術  
者を総動員いたしておりまして、創立  
後、現在承わると約二十社程度のこう  
した団体があるわけでありませぬが、私  
の方の自画自賛でございますが、台湾  
は日本の国であった、あそこに日本の  
機械だけで工場をいふん作っておる  
わけでありませぬから、それを負けたか  
ら、引き揚げたからいかに、それをせめ  
てわが手で修理して、そうしてまた日  
本の機械をそこへ入れかえて、台湾に  
貢献したいといふことで、現在七年に  
なっておりますが非常に評判を得ま  
して、それがために日本の機械は相談  
所があるから、あつせん所があるから  
安心して買える。しかもそれは全部フ

リー・サービスをしておるようなこと  
とございませぬ。こういうこととござい  
まして、われわれもあらゆる方面から  
振興をはかるために、こうした機関を  
置いて鋭意努力をしていられる次第と  
ございませぬ。

○板川委員 お三人のお話を聞きます  
と、最近中小プラントも非常に引き合  
いが多くなつてきて将来非常に有望  
だ、こういうふうな大体受け取れるの  
であります、この際私聞いておきた  
いのですが、御承知のように東京に大  
手十九社から成る日本プラント協会が  
ございませぬ。大体国の補助が昨年一億  
四千二百万円、本年は一億五千九百萬  
円、こういうふうなふえております。  
大阪で国の補助は百万円、こういうお  
話であります、而方の輸出規模を見  
ると、やはり一億四千二百万円、百万  
円という程度が見合つておるかどうか、  
こういう点について、直接この法案と  
は関係ないこととありますが、この際  
一つ前にきぬを着せない意見があれ  
ば、希望として出してもらいたい。

○莊司参考人 プラント協会の方は大  
手筋ばかりで、これは重機械といふも  
ので、重機械は先生御承知の通りあら  
ゆる面がございませぬが、電力にし  
ても、船舶にいたしましても、車両関係  
にいたしましても、設計につきまし  
て、向うの当該国のいろいろな地理的  
である、いは水利、あらゆる立地条件の  
データ、こうしたものが重機械は特に  
要るわけですね。齒にきぬを着せる言  
いこととありますが、忌憚なく言え  
ば、私どもはよくいつもそういう面  
について監視的といひますか、そうい  
うような立場でもあるわけとございま  
す。しかし内容を見ますと、技術面そ

の他につきましてもみなプラント物と  
いふのは、ことほどさうに明らかなん  
です。われわれ中小が幾らくやしがつ  
ても、大きな水力電気を引き受けて  
その国に発電所を作る、あるいは製鉄  
所をこしらへる、そんなおこがましい  
ことをもしも考えたら、これはどうか  
していただくわけであつて、常識のない  
かか氣違ひです。このようにわれわ  
れの機械類の仕事といふものはつき  
りしてゐる。われわれはわれわれなり  
に、特に東南アジアは、先生知つてお  
られる通りに、大きなものはもちろん  
あります、これはレベルで言います  
と、おしなべて家庭工業から出発せぬ  
ことには、大部分が被圧迫民族であつ  
たので、技術を持たない、環境も持たな  
い。そういうところに初めから大きな  
ものは、ある場合はいけません、そうい  
う大きなものは望んでも仕方がない、  
また向うも受け入れてくれない。われ  
われの方の仕事の分野は、プラント協  
会のような大きなところには手が伸び  
ない。われわれは家庭インダストリー  
を受け持つ、だからあなた方は家庭イ  
ンダストリーなんかの小さいことには  
あまり触手するな、これは不文律なん  
です。大手筋はエンジンニアが違ひま  
す。こんな小さなものはおかしなこ  
とで、大阪弁でこれ何じやいというよう  
なものですね。こういうことでありま  
すので、おのずから節度が守られる、  
いろいろなこと、節度というやと交  
す道がつかつてゐるわけですね。すか  
ら今申し上げたような御懸念がありま  
しやうが、むしろわれわれはわれわれ  
の分野で進んでいって、あなたたはあ  
なた、われわれはわれわれ、あなたたはわ  
れわれの小さいところにあまり触手

してほしくないといふことは、不文律  
にこりいふことが業界では、なされて  
おるといふことをどうか御承知いた  
きたい。

○板川委員 従来プラント輸出は、た  
だいま申されたように規模別に重機械  
は大手でやり、中小は皆さん方とい  
うこととまづつておつた。また地域的  
にもそれがまづつておつた。プラ  
ント団体を作つておるといふことと思  
うのです。今度の法律ができません  
と、この法律の適用は中小も大企業も  
みな同じで差別はございませぬ。た  
だ、差別はございませぬが、国家がやる業  
務を日本プラント協会に委託するこ  
とになります。そうしますと政府から  
委託された指定機関といふことにな  
ります。日本プラント協会の背景は  
ぐつと今までと違ひますね。十九社  
だけ、そのほかに、政府指定機関と  
なつた、こういふことになりますか  
ら、たとえは十九社はいいのですが、  
その次に規模別に二十番目、二十一番  
目に当る程度の会社が、日本プラント  
協会を指定機関にすることによつて不  
利をこうむるおそれはないか、こうい  
うことに対する見解はいかがでしや  
うか、どなたか、名古屋の方でもけつ  
うです。

○田中参考人 その点は、私どもはも  
う少し実質的なことを申し上げた方が  
いいかも知れないのですが、プラ  
ント協会と私どもの関係でございま  
すが、十九社の団体だといふ考えを持  
ていなくて、やはりプラント協会とい  
うのはいろいろ日本のプラント全体の  
問題をおやりになつていただけるもの  
だと思つてゐるのです。従つて、政府  
でおきめになりました諸予算をわれわ

れ拜見いたしましたして、私どもが予算上  
均霽し得る問題は、ときどきプラント  
協会に願ひに行きまして、いただきに行  
くこともあるのです。そういうことを  
いたしましたして私どもの方の仕事におき  
ましても均霽を受けておるのでありま  
す。それから今の二十番目、二十一番  
目の会社はといふお尋ねでございま  
すが、この問題は私どもただいま申し上  
げましたような考えでもつてそれほど  
プラント協会のあり方につきまして危  
惧を持つていないのです。承わるとこ  
ろによりまして、今度は大企業公法的  
な運営をおはかりいただけたらとい  
うこととありますから、プラント協会自  
体が、指定機関となればおのずから政府  
の御監督も相当強化していただけたら  
らうとわれわれは思つてゐるのです。  
ですから、ここに差別的な御考慮があ  
るようなこととあれば、われわれとし  
ては異議があるのですが、決してそう  
いふことではないと私どもは思つてお  
りますので、そういう点はあまり危惧を  
抱いておりませぬ。

○板川委員 最初の話と相当違ひの  
ですが、それではどういふ心配はあ  
りませぬか。日本プラント協会が指定  
機関になる、補償契約をする、そうし  
ますと、いろいろ聞くとこころによりま  
すと、お互ひに日本の業者が競合して  
安くやつたりして困るといふこともあ  
るのだといふこととす。それで輸出の  
すべてにおいて非常な業者間の競争が  
行われることは、プラント輸出でも  
同じだと思つてゐるのです。そこでたと  
えはこの法律によりまして、コンサル  
ティンクの欠陥の場合には補償金を出  
す、こういう損失補償をする、こうい  
うこととすね。コンサルティンクの欠陥で

れ拜見いたしましたして、私どもが予算上  
均霽し得る問題は、ときどきプラント  
協会に願ひに行きまして、いただきに行  
くこともあるのです。そういうことを  
いたしましたして私どもの方の仕事におき  
ましても均霽を受けておるのでありま  
す。それから今の二十番目、二十一番  
目の会社はといふお尋ねでございま  
すが、この問題は私どもただいま申し上  
げましたような考えでもつてそれほど  
プラント協会のあり方につきまして危  
惧を持つていないのです。承わるとこ  
ろによりまして、今度は大企業公法的  
な運営をおはかりいただけたらとい  
うこととありますから、プラント協会自  
体が、指定機関となればおのずから政府  
の御監督も相当強化していただけたら  
らうとわれわれは思つてゐるのです。  
ですから、ここに差別的な御考慮があ  
るようなこととあれば、われわれとし  
ては異議があるのですが、決してそう  
いふことではないと私どもは思つてお  
りますので、そういう点はあまり危惧を  
抱いておりませぬ。

ない場合は、それは業者の負担になる、こういうわけですね。その指定機関がそれを第一に認定をする、不服があれば通産大臣に申し立てる、こういうことになっております。そうしますとその場合、十九社がこの指定機関内で運営をリードしますから、この人たちが、自分の事故が起つた場合には、原因が非常に複雑して、この場合にはコンサルティングの欠陥だ、という方に、甘い認定をしてその方向に持つていく、それから競争的なものであり、十九社以外のものがやつた場合については、これはコンサルティングの欠陥でないのだ、こういうような判定を下されて不利をこうむるといふようなことが、この指定機関を日本プラント協会にまかせることによつてあるおそれがある、こう感じるのでありますが、そういう心配は無用と、いうことですか。一つ大阪の荘司さんから……。

○荘司参考人 私のご感想を申し上げます。いろいろごもつともだと思つたのです。私もその通り。そこで忌憚なく言へば、もしもそういう指定機関に日本プラント協会がなると仮定すれば、われわれは今までの運営方針を全部変えてほしい。何となれば、法律はプラント協会の会員だけに均霑するものでないことは理の明らかなところでありますがゆえに、そういうことはありませんが、しかしそういうことがあつちやいけないから、運営委員会というものを今度別個に、プラント協会の定款と別に——私は法律は知りませんが大阪人らしく言へば、それはそれだ、しかしこれはこの法律が通つたら、プラント協会には窓口その他を委託するが、そのかわりに運営について

は別個にしてくれ、十九社と別にしてほしい、こういう組織であつてほしいということでもあります。それにはプラントものはあらゆる機種について、いろいろな査定も予備審査もしなければなりませんから、各技術者は各方面においていづれでもチャーターできるような組織がほしい、そしていろいろうにしているいろいろな人が参考人になつて意見を聞くことができる、こういうふうにしてあらゆる角度から正しい判断をしていき、一方に偏らない。それがために今申し上げたようなプラント協会のために今申し上げたようなプラントの団体から適当な方、半議経験者、あらゆるところが、そういう横の連絡がとれると、それから、運営委員会と申しますか、そういうものを設置していただいで運営していただければ、私はこの目的を十二分に達してその危惧はなくなると思つております。

○板川委員 ただいまの大阪の荘司さんの御意見、私もその通りと思つておつたのです。これについて東京の高城さんはどういふお考えをお持ちですか。

○高城参考人 先ほど申し上げました通りであります。私も方々そういうことはなと思つております。しかしもし心配があるということでありましたら、たとえば商工会議所の代表というものを入れまして、こちらで荘司さんも運営委員会というお話がございまして、何かそういう委員会でも運営する中にそれを入れていく。その委員会の決定につきましては、たとえば役員会はもうそれに白紙委任するといふようなことでもやりませうれば、その間の運営はうまくいくのではないかと、いふふうに考えております。

○板川委員 名古屋ではどういふ御見解をお持ちですか。

○富田参考人 私も今のお話で、この法律でどういふふうにするか、法律論を作つていくかという問題は、法律論は私もはわかりませんが、ぜひ先生方がおつしやつたような公正な運営をはかつていただくと、御承知と思つております。かように思つております。

○板川委員 御承知と思つております。日本プラント協会に加盟するには二口以上出資しなければいけない。百万円ですか。また会費は年に二口の人が三百五十万円、三口の人が四百万円、四口の人が四百五十万円、加入するのには理事会の同意が要る。理事は十九名、各社の代表、定数上からいふと、こういう運営になっておるのであります。そういうことで十九社が指定機関となつた以上は、やはり指定機関になつたように、日本全体のプラント輸出のためにコンサルティングを強化するような運営をしてもらわなければならぬ、こういうことでは御三方とも一致しておると思つたのですが、そういう点では大へんよくわかりました。

○富田参考人 ただいまの原材料の値段の上下いたしました問題は私も同感でありまして、現実には私も成約のほんとうに一步手前になつていゝ問題が一つあるのであります。それといたすのも最初テンダーを出しました時期が一昨年になつております。しかしこれは特にインドの事情からくる問題が主なのであります。非常に成約までに時間がかかりまして、もう神武景気の末から一時非常に不況に入つて、また再び現在の鉄鋼の価格の状況に相なつていゝような、こういう経済の過程を経て成約にならんとしつつかある状況です。こういう問題にさらされるのであります。このコストの問題は、

ただいま荘司さんとお話しておつたのであります。この問題は将来考えていた方がいいと思つたのであります。ただこの問題はきわめて商業的な問題だといふ点からいいたしまして、なかなかこれをそこまで政府で考えていただけないような御意向もあるやに承わつておるのであります。何にいたしましても、このプラントというものの仕事の中には、そういうわれわれが商売上において解決できない要素がありますので、そういう点を将来お考えいただきたいと思つております。

ト・コンサルティング業務というものは、中央集権的にはできないのではないかと、いろいろ感じをわれわれは持つております。従いましても、いろいろな全国機構ができましたときも、地方の機構をよく御考慮いただきまして、なるべく地方のごめんども見えていただく、そういう機構にしてこれを作つていただく、こういう考えを持つております。どうかよろしく一つ御配慮願いたいと思ひます。

○高城参考人 私には別の観点から申し上げますが、プラント輸出に伴ひまして、技術者が向うに行くという問題が当然起るわけでありませう。その場合に技術者が、大会社の職員がそのまゝの身分で参つて、帰つて来てまた会社に勤めるといふことになりませうれば問題がないのですが、実際には、あるいは大会社の職員がいないので、いろいろ忙しいようございませうから、ほかから一時雇うというふうな場合に、帰つて参りましてから内地における就職の問題があるのをごさいます。現実には私のところに、一昨日でありましたか、フィリピンの大使館から一度帰つた人間をよこしまして、どこか就職口を探してくれというのを頼まれて、別の会社にあつておりました。それが私どもの力では何人もやれるわけではありませう。それで帰つて参りました技術者、海外においていけば日本の尖兵として働いて参りました技術者の帰国後の生活保障態勢というものを作つていただきたい。

これは自分が海外におきましてかせぎました中から内地に送金をいたして参ります額を積み立てておいて保障に充てるということでありませうが、通産省

もいろいろ御勉強願つて、いろいろなことをやつていただいております。ごさいます。でも、今回法案を提出するといふ段階にまで参つておられます。これはぜひやらないと、技術者の海外渡航といふことを推進するゆゑんではないと思ひます。ぜひこの参りまして技術者の——一定期間、半年でございませうか、失業保険のようなもの、ごさいますか、そういうふうな制度を作つていただきたい。これは困にその金のかかる問題ではないと思ひますが、ぜひこれをやつていただきたい。参りまして、技術者の渡航といふことと相待つて、プラントの輸出が円滑に参るようにお願ひいたしたいと思ひます。

○板川委員 もう一つ、これで一応出発するが、将来特殊な機関を作つて、公平に運営するような方法を希望する。特にプラント輸出のために海外へ派遣する技術者等は、その機関専風になるようなもの——もつともそればかりではだめでしょうが、各加盟の協会のなり団体なりから自由に出し合つて、それがまた用が済んだら各会社へ帰る、こういう、チャーターなどが十分にできるような格好になれば、ただいまの希望は大へんいられるわけですね。それから原材料の値上げについては、主として鉄鋼だといふことにならうと思ひますが、その点は通産大臣もだいぶ骨折つておるようでありませうが、法的にいろいろ問題があるようでありませう。それから大阪の方では、大手の十九社でなくて、とにかく日本全体のコンサルティングの強化のために、全体が一緒になつていくといふようなことを一つ要望するといふこと

ございませうね、わかりました。

以上をもつて私の質問を終わります。○長谷川委員長 この際委員長から通産省に特に申し上げておきたいことがあります。ただいま参考人の御意見を拝聴するばかりではなく、輸出産業において、日本の輸出の一番の隘路となつておる原因はどこにあるかといへば、常に資材の価格の変動が大いといふことにあるのは、暫つて間違いない事実であります。従つて特に中小メーカーについての資材の価格の変動は厳に避けなければならぬ問題だと私は痛感をいたします。よつて、これらの問題に対しましては、今後通産省として特別にお考え願ひなければならぬと思ひます。

いま一点、技術者渡航後の処置等については、まことに高城さんの御意見しかりだと考えております。この点につきましても十分御考慮願ひたいと考えております。以上で参考人の方々の御意見の開陳並びに質疑は終わりました。参考人の方々には、本日は長い間貴重な御意見をお述べ下さいまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。皆さん方の御意見も十分聞かせていただきましたので、今後法案の取扱ひ等については、十分な措置を講じていきたいと思います。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十六分散会

昭和三十四年二月二十六日印刷

昭和三十四年二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局